

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

- 我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成7年法律第129号）に基づいている。
 - 高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。
 - 高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。
 - 平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されてから5年が経過した平成13年12月28日、高齢社会対策大綱が閣議決定された。それから10年が経過したことから、平成24年9月7日、高齢社会対策会議における案の作成を経て、高齢社会対策大綱が閣議決定された。
 - 高齢社会対策基本法の基本理念に基づく施策の総合的推進のため、
 - ・「高齢者」の捉え方の意識改革
 - ・老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
 - ・高齢者の意欲と能力の活用
 - ・地域力の強化と安定的な地域社会の実現
 - ・安全・安心な生活環境の実現
 - ・若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現
- の6つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を推進することとしている。
- 一億総活躍社会の実現に向けて「安心につながる社会保障」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、「一億総活躍国民会議」が平成27年10月に設置された。27年11月26日の一億総活躍国民会議（第3回）では、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」が取りまとめられた。「緊急対策」には、介護と仕事の両立を目指す、「介護離職ゼロ」という目標に向け、第三の矢（安心につながる社会保障）として、介護する家族に対する支援や、高齢者の自立に向けた支援等が盛り込まれた。

第2節 分野別の施策の実施の状況

主な取組

1 就業・年金

○年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

定年後引き続き雇用される有期雇用労働者について、その引き続き雇用される期間は、「労働契約法」(平成19年法律第128号)第18条に基づく無期転換申込権が発生しないこととする特例を設けること等を内容とする「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」(平成26年法律第137号)が平成27年4月1日に施行され、パンフレット等により周知・啓発を行った。

○多様な形態による雇用・就業機会の確保

多様化する高年齢者のニーズに対応するため、シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号)の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に成立した。

○仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備

育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備を推進するため、両立支援等助成金の支給や、両立支援に関する情報を一元化した「女性の活躍・両立支援総合サイト(両立支援のひろば)」等の運用を行うとともに、好事例集の作成・周知を行った。

介護を理由とする離職・転職の防止を図るた

め、①介護休業の分割取得(3回まで、計93日)、②所定外労働の免除制度の創設、③介護休暇の半日単位取得、④介護休業給付の給付率の引上げ〔賃金の40%→67%〕、⑤育児休業の対象となる子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間にある子等)等を内容とした雇用保険法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に成立した。

○持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成27年4月には、年金財政の改善と世代間の公平を図る観点から、特例水準を解消し、将来の保険料の上限を固定する中で、長期的な給付と負担の均衡を図るための仕組みとして、16年改正で導入されたマクロ経済スライドが発動された。

また、25年の社会保障制度改革国民会議報告書や、26年財政検証結果を踏まえ、年金制度を支える経済社会の発展への寄与(特に労働参加の促進)の観点や、持続可能性の強化とセーフティネットの機能の強化の観点から取り組むべき課題について、社会保障制度審議会年金部会等で議論を行った。

これらを踏まえ、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除、年金額改定ルールの見直し等を内容とする「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第190回通常国会に提出した。

2 健康・介護・医療

○介護保険制度の着実な実施

平成27年度介護報酬改定において、24年度に創設した「介護職員処遇改善加算」を拡充し、介護職員に対し一人あたり月額1.2万円相当の処遇改善を実施する等、介護職員の処遇改善を図った。

○必要な介護サービスの確保

介護人材の確保のため、地域医療介護総合確保基金の活用により、「参入促進」「労働環境の改善」「資質の向上」に向けた都道府県の取組を支援するとともに、さらに、対策強化のため、平成27年度補正予算において、①離職した介護人材の再就職支援のため、介護職に2年間の勤務で返済を免除する再就職準備金の貸付制度の新設、②介護職を目指す学生に、介護職に5年間の勤務で返済を免除する奨学金制度の拡充、③ボランティアを行う中高年齢者への入門的研修・職場体験の実施等の取組を行った。

○認知症高齢者支援施策の推進

平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」（以下「総合戦略」という。）を策定した。総合戦略は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる37年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、7つの柱に沿って、認知症施策を総合的に推進していくもので、29年度末等を当面の目標年度として、施策ごとの具体的な数値目標などを定めている。

○地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

平成26年6月に制定された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、各都道府県に地域医療介護総合確保基金を創設し、在宅医療の充実等の事業に対して支援を行っている。

27年度は同基金を活用し、在宅医療・介護サービスの提供体制の整備等のための地域の取組に対して支援を行った。また、同法のもとで、在宅医療・介護の連携推進に係る事業は、27年度以降、「介護保険法」（平成9年法律第123号）の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となって郡市区医師会等と連携しながら取り組むこととされた。

3 社会参加・学習

○高齢者の社会参加と生きがいがづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会活動を支援した。

また、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援サービス基盤となる活動を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を実施した。

○市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に向けて取り

組んだ。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供を行うとともに、経済財政政策担当大臣の下で「共助社会づくり懇談会」を開催した。

○生涯学習の基盤の整備

「全国生涯学習ネットワークフォーラム」を平成27年11月に開催し、行政、大学等の教育機関、生涯学習に関するNPOなどの民間の団体、企業等の関係者が一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり・社会づくりについての研究協議等を行い、その成果を発信するとともに、継続的な取組が推進されるよう、様々な分野にまたがる関係者等のネットワーク化を図った。

4 生活環境

○バリアフリーのためのソフト面の取組

高齢者や障害者等も含め、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援施策を推進している。平成26年6月より「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」において普及促進に必要な事項を検討し、27年4月に提言がとりまとめられた。この提言を踏まえ、7月に「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」を開設し、9月に地方公共団体向けのオープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドラインを公表した。

○悪質商法からの保護

高齢者を狙った特殊詐欺（振り込め詐欺等）などを未然に防止するため、政府広報として、平成24年度より継続的に様々な媒体を活用し

たキャンペーン広報を実施している。27年度は、12月より「毎日話せば詐欺は防げる。」を合言葉に、高齢者の家族を主なターゲットとして、こまめな声かけ、日頃の連絡が大切であることなどを啓発している。

また、消費者安全法の改正を一部内容とする「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」（平成26年法律第71号）の28年4月1日の施行に向け、27年3月27日に関係内閣府令及びガイドラインを策定するとともに、28年1月6日に「地域における見守りネットワーク構築に向けた取組事例」を公表する等、同法が円滑に施行されるよう取り組んだ。

5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進

○不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化

医療・介護従事者不足や医師の診療科偏在・地域偏在の課題等の解決のための取組として、地域医療支援センターの拡充（平成27年度までに46都道府県に設置）、チーム医療の推進等を行った。医学部入学定員については、27年度の医学部の入学定員を前年より65名増員し、20年度からの定員増は累積1,509人となった。

○地域における高齢者の安心な暮らしの実現

地域主導による地域医療の再生や在宅介護の充実を引き続き図るため、介護関係者のみならず、医療関係者や地域住民などの多職種で地域の課題把握等を行う「地域ケア会議」の取組の推進や、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備などを進め、地域に暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会の構築を進めた。

○健康・医療関連分野におけるイノベーションの推進

これまで各省それぞれで実施していた医療分野の研究開発関連予算を集約し、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施・助成等の業務を行うため、平成27年4月1日に設立した「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」は、「医療分野研究開発推進計画」に基づき、医療分野の研究開発に関し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を一体的に行った。

○高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究

高齢化問題に関する基礎調査として、5年毎に日本の高齢者と諸外国の高齢者の生活意識とその変化を把握している。平成27年度は、日本と諸外国（アメリカ・ドイツ・スウェーデン）における、高齢者の役割や諸活動及び意識について「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」を実施した。

6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築

○雇用・就業における女性の能力発揮

上司・同僚からの言動により、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等をした労働者の就業環境が害されることのないよう、事業主に雇用管理上の措置を義務付ける等の改正を行うため、男女雇用機会均等法等の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に成立した。

また、女性の職業生活における活躍を一層推進するため、国・地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策

定、女性の活躍状況に関する情報公表等を求める「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年8月28日に成立した。

28年4月の同法の全面施行に向けて、女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定を簡易に行える「一般事業主行動計画策定支援ツール」の提供や、企業の女性の活躍状況に関する情報を公表できる場として「女性の活躍推進企業データベース」の提供などにより、事業主の取組支援を行った。

また、企業における女性の活躍を推進するため、女性の活躍に積極的に取り組む企業を対象とした助成金制度を創設した。

○子育て支援施策の総合的推進

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格施行された後は、各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換などを行い、状況の把握に努めるとともに、パンフレットやQ&Aの作成、説明会の開催等を通じて、保護者や事業者、自治体等の関係者に新制度の周知を図り、制度の円滑な運用に努めている。

また、新制度の施行にあわせて、内閣府に「子ども・子育て本部」を設置し、認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付や小規模保育等への給付等の財政支援を内閣府に一本化した。一方で、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性を確保する観点から、内閣府文部科学省及び厚生労働省が引き続き密接な連携を図りながら事務を実施していくこととしている。

さらに、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収す

る拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講
ずるため、子ども・子育て支援法の一部を28

年3月に改正した。